

# 福岡県公報

平成20年6月4日  
第2831号

## 目次

### 告示(第913号 - 第923号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	..... 1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	..... 2
基本測量の実施	(県土整備総務課)	..... 2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 4
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 4
道路の供用の開始	(道路維持課)	..... 5
漁業共済の加入区の設定の一部変更	(漁業管理課)	..... 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	..... 5
公 告		
落札者等の公示	(システム管理課)	..... 5
落札者等の公示	(システム管理課)	..... 6
落札者等の公示	(システム管理課)	..... 6
落札者等の公示	(システム管理課)	..... 7
落札者等の公示	(システム管理課)	..... 7
平成20年度福岡県農業大学の研修生の募集	(農林水産政策課)	..... 8
落札者等の公示	(総務事務センター)	..... 9

一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	..... 9
選挙管理委員会		
政治団体の設立届	(市町村支援課)	.....11
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	.....12
政治団体の解散届	(市町村支援課)	.....15
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	.....16
資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	.....17
資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	.....18
公安委員会		
駐車監視員資格者講習の実施	(警察本部駐車対策課)	.....19
正 誤		
道路の供用の開始(平成20年4月福岡県告示第656号)中正誤		.....20

## 告 示

福岡県告示第913号  
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
太宰府市高雄2丁目3916-1及び3916-4から3916-25まで
  - 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市中央区草香江2丁目7番1号  
株式会社アスト 代表取締役 草場 春次
- 
- 福岡県告示第914号  
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン大牟田 (別棟)
- (2) 所在地 福岡県大牟田市旭町二丁目28番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第915号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン大牟田 (本棟、別棟)
- (2) 所在地 福岡県大牟田市旭町二丁目28番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
大規模小売店舗届出書(平成20年3月14日 27-33号)の記載のとおり実施されることであれば問題ないと考える。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
大規模小売店舗届出書(平成20年3月14日 27-33号)の記載のとおり実施されることであれば問題ないと考える。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

大規模小売店舗届出書(平成20年3月14日 27-33号)の記載のとおり実施されることであれば問題ないと考える。

(4) 騒音の発生に係る事項

空調設備等の室外機による騒音に対し、防音対策を十分にとられ、騒音による苦情が発生しないよう考慮していただきたい。

(5) 廃棄物に係る事項等

大規模小売店舗届出書(平成20年3月14日 27-33号)の記載のとおり実施されることであれば問題ないと考える。

(6) 街並みづくり等への配慮等

ア 防犯・防災への配慮について

以下の法令等について遵守していただきたい。

- (ア) 「大牟田市安心安全まちづくり推進条例」
- (イ) 「福岡県安全・安心まちづくり条例」
- (ウ) 「大規模小売店舗における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」(福岡県)

また、(ウ)に規定する防犯責任者を選任すること。

イ 景観及び緑化への配慮について

以下について十分配慮し、景観形成及び緑化の推進に努めていただきたい。

- (ア) 「筑後景観憲章」に基づく基準内容への適合への努力
- (イ) 「大牟田市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例」に基づき、敷地緑化を図るため、本市との協議を行うこと。

ウ 光害への配慮について

照明について、照明の光度、設置方法や設置場所を考慮され、近隣住民から光害(ひかりがい)による苦情が発生しないよう配慮していただきたい。

エ 土壌について

当該用地は工業専用地域であることから、「土壌汚染対策法」を遵守し、適正に取り扱っていただきたい。

福岡県告示第916号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
福岡市早良区、大牟田市、久留米市、柳川市、筑後市、大川市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、前原市、みやま市、那珂川町、大木町	平成20年5月1日から 平成21年3月20日まで

福岡県告示第917号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町妹川字今屋敷2276の1、2276の2、2281、2283の1、字山ノ神2330の1、2350、2355の1、2357、2358、2359の1から2359の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第918号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

久留米市田主丸町石垣字鳥越1276の1、字山王西筋1314の3、1314の4、1314の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山王西筋1314の3・1314の4・1314の6・字鳥越1276の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第919号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉北区大字藍島字藍島32の1・32の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第920号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
田 川 県 道		田 川 線 桑 野	前	田川郡川崎町大字 安真木5256番1先 から 同郡同町大字安真 木5227番1先まで	9.0 ~ 40.0	211.0	
			後	同上	9.0 ~ 40.0	211.0	
田 川 県 道		田 川 線 桑 野	前	田川郡川崎町大字 田原222番3先か ら 同郡同町大字田原 516番1先まで	10.5 ~ 18.5	380.0	
			後	同上	10.5 ~ 13.0	380.0	
田 川 県 道		猪 国 豊前栴田線 停 車 場	前	田川郡川崎町大字 安真木5652番3先 から 同郡同町大字安真 木7589番先まで	4.8 ~ 33.0	427.0	うち県道 田川桑野 線重用延 長53.6m
			後	同上	4.8 ~ 33.0	427.0	うち県道 田川桑野 線重用延 長53.6m
			後	同上	11.6 ~ 40.0	334.0	うち県道 田川桑野 線重用延 長45.5m
田 川 県 道		猪 国 豊前栴田線 停 車 場	前	田川郡添田町大字 中元寺2690番1先 から 同郡同町大字中元 寺2650番1先まで	10.2 ~ 13.0	220.0	

			後	同上	9.0 ~ 11.8	220.0	
--	--	--	---	----	------------------	-------	--

福岡県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年6月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川線 桑野	田川郡川崎町大字田原222番3先から 同郡同町大字田原516番1先まで
田川	添田線 赤池	田川郡川崎町大字田原718番7先から 同郡同町大字田原716番7先まで
田川	猪国線 豊前榑田 停車場	田川郡添田町大字中元寺2690番1先から 同郡同町大字中元寺2650番1先まで

福岡県告示第922号

漁業共済の加入区の設定（平成17年6月福岡県告示第1143号）の一部を次のように変更し、平成20年4月1日から適用することとしたので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により公示する。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

表中

津屋崎加入区	津屋崎漁業協同組合の地区	小型一般漁業	を
--------	--------------	--------	---

津屋崎加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧津屋崎漁業協同組合の地区	小型一般漁業	に改める。
--------	---------------------------------	--------	-------

福岡県告示第923号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年5月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日中国際交流センター

(2) 代表者の氏名

姚 明

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区箱崎7丁目20番1 - 802号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日中両国の民間友好のため、両国の民族文化と音楽、美術、書道、工芸、などの芸術を通じて両国のさまざまな交流を図るとともに、両国の美術家作品の展示会の開催、在日中国人研修生、留学生、就学生の支援に関する事業、ビジネス支援に関すること等の事業を行い、日中間の文化とビジネス交流に寄与することを目的とする。

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

電子調達システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部システム管理課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

東芝ソリューション株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目4番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

37,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

電子調達システム用機器等の保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部システム管理課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

東芝ソリューション株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目4番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

40,425,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

情報システムアウトソーシング業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部システム管理課

(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日  
平成20年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏名  
株式会社キューデンインフォコム

(2) 住所  
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
294,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

---

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る特定役務の名称及び見込数量  
アウトソーシングに伴う磁気ディスクサービス業務委託  
ストレージ装置での磁気ディスク領域 35,376GB  
仮想テープ装置での磁気ディスク領域 24,480GB

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称  
福岡県総務部システム管理課

(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日  
平成20年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏名  
株式会社キューデンインフォコム

(2) 住所  
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
ストレージ装置での磁気ディスク領域経費 1GB/月当たり 1,470円  
仮想テープ装置での磁気ディスク領域経費 1GB/月当たり 588円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

---

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る特定役務の名称及び見込数量  
サーバ等設置に係る賃貸借  
初期導入ラック数 0ラック  
年間使用ラック数 648ラック

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称  
福岡県総務部システム管理課

(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社キューデンインフォコム

(2) 住所

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

初期導入経費 1ラック当たり 105,000円

月額賃借料 1ラック当たり 144,900円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

平成20年度福岡県農業大学校研修科の研修生（8月入校）を次のように募集する。

平成20年6月4日

福岡県農業大学校長 山崎茂美

1 募集定員

コース名	研修生数
野菜	5名以内
花き	

上記以外の作目を希望する場合は、事前に問い合わせること。

2 研修期間

- (1) 研修期間 6月以上1年以内（原則として複数年度に渡らないものとする。ただし、校長が適当と認める者に対しては通算1年を限度として、次年度に引き続き受講することができるものとする。）

- (2) 研修開始 8月

3 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内に居住し農業を志す者
- (3) 福岡県内での就農を希望する者
- (4) 福岡県就農計画認定要綱（平成7年11月2日7農技担第110号）に基づく認定就農者及びこれに準ずる者

4 募集日程

(1) 受付期間

ア 応募期間は、平成20年6月5日（木曜日）から平成20年6月25日（水曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず配達記録郵便とし、平成20年6月25日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 面接日

平成20年6月30日（月曜日）

(3) 研修生の決定

平成20年7月7日（月曜日）

5 応募提出書類

所定の技術習得研修受講申込書に、次に掲げる書類を添えて福岡県農業大学校に提出すること。

- (1) 就農計画書、営農計画書、研修終了後の就職計画書のうちいずれかの書類
- (2) 健康診断書（3か月以内に受診したもの）

6 選考方法

書類審査で研修生候補者を選考し、面接を行い研修生を決定する。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習



- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 講義及び資格取得研修の受講
- 8 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先  
 福岡県農業大学校（郵便番号818 0004 筑紫野市大字吉木767 電話092 - 925 - 9129）又は福岡県農林水産部農林水産政策課後継人材育成室（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3495）  
 なお、技術習得研修受講申込書は、地域農業改良普及センターでも入手できる。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称  
 福岡県財務会計システム統合保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
 福岡県総務部総務事務センター
  - (2) 所在地  
 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
 平成20年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
 株式会社 K C C
  - (2) 住所  
 福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
 90,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条 1 (b)及び(d)該当

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量  
 オーバーAタイプ 132着  
 オーバーCタイプ 440着
- (2) 調達物品の特質等  
 入札説明書による。
- (3) 納入期限  
 平成20年8月13日（水）
- (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年6月16日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
-----	-----	-----	----

11	01	繊維	A A、A
12	01	百貨	A A、A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (6) 下記の条件を満たすこと。  
福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233
- 5 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所  
4の部局とする。
- (3) 提出期間  
平成20年6月4日（水）から平成20年6月13日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法  
直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- 6 入札参加の確認結果の通知  
5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札

参加の可否について通知を行うものとする。

- 7 契約条項を示す場所  
4の部局とする。
- 8 入札説明書の交付
- (1) 期間等  
平成20年6月4日（水）から平成20年6月13日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所  
4の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所  
4の部局とする。
- (2) 受領期限  
平成20年6月16日（月）午後6時00分
- (3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡県警察本部地下1階入札室
- (2) 日時  
平成20年6月17日（火）午前10時00分
- 12 落札者がいない場合の措置  
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 13 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

**選挙管理委員会**

福岡県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年6月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年2月1日～2月29日

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党福岡県福岡市中央区第二支部	鬼木 誠	水戸川 高士	福岡市中央区黒門6-3 横山ビル2階	平成20年2月14日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小原義和後援会	小原義和	小原美穂子	行橋市大字上津熊1-6	平成20年2月1日
北九州法律関係日本共産党後援会	島内正人	澤 幸男	北九州市小倉北区田町13-21 田町ビル2F	平成20年2月1日
とくなが克子後援会	新井充子	吉原道之	行橋市大字稲童3485-2	平成20年2月5日
西岡淳輔後援会	西岡淳輔	西岡洋子	行橋市南泉5-5-35	平成20年2月1日
波田千賀子後援会	森下宏人	永田浩一	北九州市門司区高田2-3-17	平成20年2月21日
山本剛正後援会	山本剛正	浜崎稔哉	飯塚市若菜52-1	平成20年2月7日

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年6月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年2月1日～2月29日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
公明党筑豊総支部	会計責任者	川野高實	大庭好宗	平成20年2月10日	平成20年2月13日
社会民主党福岡県筑紫支部	代表者	村山弘行	奥哲矢	平成20年2月20日	平成20年2月20日
	会計責任者	高野繁幸	高野繁幸		
自由民主党福岡県北九州市小倉北区第一支部	会計責任者	葛西孔串	山万里子	平成20年2月1日	平成20年2月6日
日本共産党田川地区委員会	代表者	岡田啓助	篠原茂幸	平成20年1月12日	平成20年2月29日
	会計責任者	篠原茂幸	岡田啓助		
民主党福岡県第11区総支部	主たる事務所の所在地	田川市大字川宮373 - 4	行橋市西宮市2丁目19 - 10 長部ビル1 F 3号室	平成20年2月1日	平成20年2月1日

(5団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
井上健作後援会	代表者	井上清隆	井上篤幸	平成18年10月1日	平成20年2月14日
井上順吾後援会順栄会	代表者	佐々木健一	牧山恭久	平成20年2月1日	平成20年2月1日
	会計責任者	井上鼎	山澤房二郎		
大森哲也後援会	会計責任者	大森一馬	大藪茂子	平成20年2月8日	平成20年2月8日
岡田博利後援会	会計責任者	岡本隆	井関憲二	平成20年2月12日	平成20年2月12日

片岡誠二後援会	主たる事務所の所在地	中間市鍋山町1-1 グリーンハイツ2F	中間市大辻町13-27	平成19年11月1日	平成20年2月1日
きしもと善成後援会	主たる事務所の所在地	春日市天神山3-11-103	春日市松ヶ丘1丁目83	平成20年2月1日	平成20年2月27日
北九州の未来を考える会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区西本町4-18-30 1F	北九州市八幡東区西本町4-8-30 1F	平成20年2月7日	平成20年2月7日
木原信次後援会	代表者	木原龍一	木原熊之助	平成19年9月1日	平成20年2月21日
九州電力労働組合政治活動委員会北九州支部	団体名称	九州電力労働組合政治活動委員会北九州支部	新九州電力労働組合政治活動委員会北九州支部	平成20年2月22日	平成20年2月25日
玄友会	代表者	樋口正孝	青柳親男	平成20年1月30日	平成20年2月1日
坂口博幸後援会	代表者	沼田美紀	福島欣一郎	平成20年2月15日	平成20年2月15日
坂平すえお後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市小正298-1 プロスペリティSY503号	嘉穂郡穂波町大字小正298-1 プロスペリティSY503号	平成18年3月26日	平成20年2月18日
下田淳一後援会	会計責任者	広田郁人	大畑栄治	平成20年2月13日	平成20年2月13日
妹尾俊見後援会	代表者	樋口正孝	青柳親男	平成20年1月30日	平成20年2月1日
大日本政友会	主たる事務所の所在地	北九州市戸畑区福柳木1-3-36	北九州市戸畑区正津町7-26-702	平成19年12月1日	平成20年2月20日
	会計責任者	星山憲嗣	出川大介	平成20年2月20日	
高橋雅成後援会	会計責任者	高橋悦子	竹石勝江	平成20年2月5日	平成20年2月5日
田中かつま後援会	主たる事務所の所在地	京都府みやこ町豊津469-1	京都府みやこ町国作1051-18	平成19年11月20日	平成20年2月25日
田中丈太郎を支援する会	主たる事務所の所在地	福岡市博多区博多駅前2-3-23 安田三井不動産ビル5階J九州労組内	福岡市博多区元町2丁目1-1 ガーデンライフ南福岡105号	平成19年5月1日	平成20年2月22日
とまち武弘後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区茶屋町7-15	北九州市八幡東区中央2丁目23-8	平成20年2月15日	平成20年2月15日

中村明彦後援会	会計責任者	葛西孔串	山万里子	平成20年2月1日	平成20年2月6日
南原茂後援会	会計責任者	植山美代子	野田富士子	平成20年2月13日	平成20年2月13日
南里辰己後援会	代表者	吉村巧	小林鶴児	平成19年4月1日	平成20年2月8日
日本とアジアをよくする会	主たる事務所の所在地	糟屋郡新宮町大字原上1223 - 4	福岡市東区香住ヶ丘3丁目9 - 3	平成20年2月4日	平成20年2月4日
博多倶楽部	会計責任者	植山美代子	野田富士子	平成20年2月13日	平成20年2月13日
福岡県漁民政治連盟	会計責任者	梅野憲生	今林義廣	平成20年2月25日	平成20年2月26日
福岡県郷友政治連盟	会計責任者	浦瀬剛直	守田昭雄	平成19年4月15日	平成20年2月14日
福岡県商工政治連盟粕屋郡篠栗町支部	会計責任者	中村俊次	阿部寛治	平成19年5月22日	平成20年2月15日
ふくおかネットワーク・那珂川	会計責任者	安永佳恵	水摩静香	平成20年2月29日	平成20年2月29日
間地陸人後援会	主たる事務所の所在地	宮若市龍徳133 - 136	鞍手郡宮田町大字龍徳133 - 136	平成18年2月11日	平成20年2月22日
宮内じつお後援会	主たる事務所の所在地	遠賀郡岡垣町大字波津781 - 1	遠賀郡岡垣町大字波津709 - 7	平成19年5月17日	平成20年2月25日
民声連	団体名称	民声連	民声連フジタ	平成20年2月6日	平成20年2月6日
八代由美といきいき会議	会計責任者	安永佳恵	水摩静香	平成20年2月29日	平成20年2月29日
吉本みのもる後援会	代表者	吉本實	吉本みのもる	平成20年2月8日	平成20年2月8日
わかばの会	主たる事務所の所在地	大野城市大城1 - 15 - 14	大野城市大城3丁目6 - 17	平成19年5月30日	平成20年2月29日

(34団体)

福岡県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年6月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年2月1日～2月29日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
秋岡宏昌後援会	平成19年12月31日	平成20年2月22日
跡部治後援会	平成19年12月27日	平成20年2月28日
荒木勝英後援会	平成19年12月28日	平成20年2月26日
尾家清美後援会	平成19年12月31日	平成20年2月5日
かつよしをはげます会	平成18年4月20日	平成20年2月19日
北橋建治ハートフルクラブ	平成20年2月25日	平成20年2月29日
小池ひろすけ後援会	平成19年12月31日	平成20年2月20日
国守同志連合政治結社憂志国守会	平成18年12月31日	平成20年2月19日
坂田敏昭後援会	平成20年1月31日	平成20年2月1日
清水章一後援会	平成19年4月30日	平成20年2月29日
庄野香後援会	平成19年2月1日	平成20年2月25日
女性党福岡県久留米総支局	平成19年12月1日	平成20年2月1日
女性党福岡県大和町支局	平成19年12月1日	平成20年2月1日
新久太後援会	平成20年2月14日	平成20年2月15日
杉本かずお後援会	平成20年2月6日	平成20年2月6日
高巢清後援会	平成20年1月31日	平成20年2月27日
高巢昌子後援会	平成20年1月31日	平成20年2月27日
竹野純平後援会	平成19年4月30日	平成20年2月22日
つぐち勝也後援会	平成20年1月31日	平成20年2月1日
辻忠之後援会	平成19年12月30日	平成20年2月5日

中家一後援会	平成20年2月10日	平成20年2月29日
中島恒樹後援会	平成20年2月1日	平成20年2月21日
永末良一後援会	平成19年12月31日	平成20年2月26日
中田けん吉後援会	平成19年12月20日	平成20年2月12日
長野スミ子後援会	平成20年1月31日	平成20年2月1日
21世紀シティクラブ	平成20年1月31日	平成20年2月1日
肥喜里和隆後援会	平成20年1月31日	平成20年2月21日
平田まさのり後援会	平成20年1月31日	平成20年2月13日
広田一男後援会	平成19年12月31日	平成20年2月21日
弘友和夫後援会	平成20年2月14日	平成20年2月28日
松石めい子を励ます会	平成20年1月31日	平成20年2月15日
諸永宗義後援会	平成19年12月20日	平成20年2月12日
安河内たかし後援会	平成20年1月31日	平成20年2月1日
吉富あきひろ後援会	平成19年12月30日	平成20年2月6日
(平成2年法17条2項適用団体) 肥喜里和隆後援会	昭和63年12月31日	平成20年2月21日

(35団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年6月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明



受付期間 平成20年2月1日～2月29日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
小原 義和	行橋市議会議員	小原 義和 後援会	行橋市大字上津熊1-6	小原 義和	平成20年1月25日	平成20年2月1日
西岡 淳輔	行橋市議会議員	西岡 淳輔 後援会	行橋市南泉5-5-35	西岡 淳輔	平成20年1月25日	平成20年2月1日

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届

平成20年6月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

受付期間 平成20年2月1日～2月29日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
片岡 誠二	中間市議会議員	片岡 誠二 後援会	主たる事務所の所在地	中間市鍋山町1-1 グリーンハイツ2F	中間市大辻町13-27	平成19年11月1日	平成20年2月1日
岸本 善成	福岡県議会議員	きしもと善成後援会	主たる事務所の所在地	春日市天神山3-11-103	春日市松ヶ丘1丁目83	平成20年2月1日	平成20年2月27日
坂平 末雄	飯塚市議会議員	坂平すえお後援会	公職の種類	飯塚市議会議員	穂波町議会議員	平成18年3月20日	平成20年2月18日
			主たる事務所の所在地	飯塚市小正298-1 プロスペリティSY503号	嘉穂郡穂波町大字小正298-1 プロスペリティSY503号		
田中 勝馬	みやこ町議会議員	田中 かつま 後援会	主たる事務所の所在地	京都郡みやこ町豊津469-1	京都郡みやこ町国作1051-18	平成19年11月20日	平成20年2月25日
間地 陸人	宮若市議会議員	間地 陸人 後援会	公職の種類	宮若市議会議員	宮田町議会議員	平成18年2月11日	平成20年2月22日
			主たる事務所の所在地	宮若市龍徳133-136	鞍手郡宮田町大字龍徳133-136		

宮内 實 生	岡垣町議会議員	宮内じつお後援会	主たる事務所の所在地	遠賀郡岡垣町大字波津781-1	遠賀郡岡垣町大字波津709-7	平成19年5月17日	平成20年2月25日
--------	---------	----------	------------	-----------------	-----------------	------------	------------

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第40号

平成20年6月4日

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年2月1日～2月29日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
秋 岡 宏 昌	筑紫野市議会議員	秋 岡 宏 昌 後 援 会	秋 岡 宏 昌	平成19年12月31日	平成20年2月22日
坂 田 敏 昭	大牟田市議会議員	坂 田 敏 昭 後 援 会	坂 田 敏 昭	平成20年1月31日	平成20年2月1日
清 水 章 一	太宰府市議会議員	清 水 章 一 後 援 会	清 水 章 一	平成19年4月30日	平成20年2月29日
竹 野 純 平	芦屋町議会議員	竹 野 純 平 後 援 会	竹 野 純 平	平成19年4月30日	平成20年2月22日
津 口 勝 也	那珂川町議会議員	つ ぐ ち 勝 也 後 援 会	津 口 勝 也	平成20年1月31日	平成20年2月1日
長 野 ス ミ 子	大牟田市議会議員	長 野 ス ミ 子 後 援 会	長 野 ス ミ 子	平成20年1月31日	平成20年2月1日
中 原 貢	福岡市議会議員	21 世 紀 シ テ ィ ク ラ ブ	中 原 貢	平成20年1月31日	平成20年2月1日
平 田 正 源	衆議院議員	平 田 ま さ の り 後 援 会	平 田 正 源	平成20年1月31日	平成20年2月13日

(8団体)

# 公安委員会

福岡県公安委員会告示第185号

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成20年6月4日

福岡県公安委員会

## 1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

講習期日		講習時間	講習場所
第一回	講義	平成20年7月8日（火）及び 同年7月9日（水）の2日間	福岡市博多区吉塚本町13番 55号 博多サンヒルズホテル
	修了 審査	平成20年7月16日（水）	
		午前9時00分 午後5時30分	
		午前9時00分 午後0時30分	

講習は2日間の講義と1週間後の修了審査で行う。

## 2 申込み受付期間

平成20年6月12日（木）から平成20年6月27日（金）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時00分から午後6時00分までの間

## 3 申込み場所

福岡県警察本部交通部駐車対策課及び最寄りの福岡県内の警察署（交番、駐在所等の出先機関では受理しない。）

## 4 申込みに必要な書類等

- (1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（上記申込み場所で交付）
- (2) 写真 1枚（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大）

## 5 講習受講手数料

19,000円（申込み時に福岡県領収証紙により納付）

## 6 申込み要領等

- (1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参のうえ、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。
- (2) 受講人員は80名であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。
- (3) 申込み受付後、駐車対策課から受講者あてに駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

## 7 留意事項

- (1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。
- (2) 上記(1)に規定する欠格事由
  - ア 18歳未満の者
  - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - ウ 一定の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者や暴力団関係者、アルコール中毒・覚せい剤中毒者などに該当する者等
- (3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

## 8 その他

- (1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。
- (2) 講習会場は、駐車場に限りがあることから、原則として自家用車による来場を禁止する。
- (3) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部駐車対策課（駐車管理第一係（電話092 - 641 - 4141内線5297））に問い合わせること。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
20・4・14	2810	告示	656	2	○		後ろか ら9		福岡県告示第656号	福岡県告示第626号